

答 申

第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年5月20日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「教員採用合否結果（受験番号、住所、氏名）の開示、平成19年実施試験」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、下記①から③までを特定した上で、①及び②については条例第7条第2号に該当し、③については保存年限が経過しているため不存在であることを理由として非開示とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年5月27日付けで異議申立人に通知した。
 - ① 平成20年度教員採用候補者選考試験一次結果一覧
 - ② 平成20年度教員採用候補者選考試験二次結果一覧
 - ③ 平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験受験願書（受験者から提出のあったもの）
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年6月2日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年7月10日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して請求した公文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

県教委の一部職員には請求情報が開示（情報提供）され、それら職員を通じて外部の第三者に対して請求情報が開示（情報提供）されていると承知している。

氏名及び選考結果等は、実施機関と受験者との信頼関係の下、厳格な守秘を前提として取り扱うべき機微な個人情報であるにもかかわらず、教育長ほかの実施機関の構成人が外部の第三者の求めに応じ、これら情報の一部を提供できた理由が不明確であるので、明確に説明してもらわないと、県民としては到底納得できるものではない。

教員採用試験の合否結果が、実施機関の構成人と特別な関係をもった一部の第三者には開示（情報提供）されているのに、その他構成人と関係しない者には非開示なのは不公平である。

一部の県民には開示（情報提供）するけれど、一部の県民には開示しないという不公平な扱いの合理的根拠を審査会で明確にしてほしい。

こうした不公平な扱いや一部の県民の利益のためにだけ公務員がそうした行為をしているのは適法なのか、審査会で十分吟味してほしい。

実施機関の幹部職員のこうした行為は、公務員が職務上知り得た秘密を外に漏らしたということに該当し、法令に違反すると考えるが、その点も審議を尽くしてほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 前記第2の2の①及び②について

当該文書は、各受験者の第1次試験及び第2次試験の選考結果等を一覧表にしたもので、表題の他に受験者別に「選考結果」、「提供不要」（②に限る。）、「教科等」、「受験番号」及び「氏名」が記載されている。これらの記載項目から受験者個人を容易に特定できるとともに、当該受験者個人の能力や評価を知ることが可能であることから、当該文書は、全体として条例第7条第2号の特定の個人を識別することができる情報である。

受験者への合否結果の通知については、当該文書に基づき行っており、当該年度に実施した教員採用候補者選考試験の実施要項の中に「第1次試験（②については、第2次試験）の完全受験者あて通知する」と明記しているように、受験者個人あてに郵送によってのみ通知しており、ホームページや掲示板などによる発表は行っていない。よって、当該文書の情報は公にすることが予定されている情報とは言えず、条例第7条第2号ただし書イの情報に該当しないばかりか、むしろ試験実施機関と受験者との信頼関係の下、厳格な守秘を前提として取り扱うべき情報である。

当該文書中の個々の記載項目についてみると、「氏名」は個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることは言うまでもない。

「選考結果」には、ア～ウ（ア：合格者を表す「合」、イ：総合評価（不合格者のみ記載。①については、A～Cの3段階。②については、A・Bの2段階）、ウ：欠席者を表す「欠」）のいずれかが記載されており、ア及びイは個人の能力や評価に係る情報であり、ウは受験願書を提出したにもかかわらず（②については、受験願書を提出し、さらに第2次試験の受験資格を得たにもかかわらず）、選考試験を受験しな

かった事実を明らかにする情報である。よって、ア～ウはいずれも個人のプライバシーに関する情報であり、中でもとりわけ機微な情報である。

「提供不要」には、総合評価の情報提供を希望しない場合に「不要」との記載があるが、これは受験者個人の希望に基づくものであり、個人のプライバシーに関する機微な情報である。

以上のことから、当該文書は条例第7条第2号に該当するものであり、非開示とした。

当該文書から上記の「氏名」、「選考結果」及び「提供不要」を除いた部分に当たる「表題」、「教科等」及び「受験番号」の記載については、それ自体、合否結果としては有意な情報とは言えないことから、一覧表を全体として非開示としたものである。

なお、当該文書における選考結果の項目を開示して、それ以外の項目をすべて非開示とした場合、①は各受験者の第一次試験の選考結果等を受験番号順に一覧表にしたものであり、仮に選考結果の項目のみを開示とした場合でも、その記載内容は受験者個人についての能力・評価に関するものであって、通常、一般に他人には知られたくない個人に関する情報と考えられることから、みだりに公開されないことがないよう最大限の配慮を要する。当該文書が受験番号順に作成されていることは、たとえ表題、氏名、教科等及び受験番号が非開示になっていても、選考結果欄の欠席者を表す「欠」の記載等から他の受験者からは十分にこれを推測できるものであって、通常、他人に知られたくない個人に関する情報である選考結果について、個人が特定されるおそれがある。

2 前記第2の2の③について

当該文書には、受験者の氏名、受験番号及び現住所等が記載されているが、その保存年限は、岡山県教育委員会文書規程（平成8年岡山県教育委員会訓令第3号。以下「文書規程」という。）に基づき1年と定められており、平成21年3月末日までである。よって、すでに保存期間が満了し、廃棄処分されているため不存在である。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次の文書である。

- ① 平成20年度教員採用候補者選考試験一次結果一覧
- ② 平成20年度教員採用候補者選考試験二次結果一覧
- ③ 平成20年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験受験願書（受験者から提出のあったもの）

このうち本件対象公文書①は、各受験者の第一次試験の選考結果等を一覧表にしたもので、表題の下に「選考結果」、「教科等」、「受験番号」及び「氏名」の欄が設けられており、受験者ごとに各情報が記載されている。

また、本件対象公文書②は、各受験者の第二次試験の選考結果等を一覧表にしたもので、表題の下に「選考結果」、「提供不要」、「教科等」、「受験番号」及び「氏名」の

欄が設けられており、受験者ごとに各情報が記載されている。

なお、本件対象公文書③について、実施機関は、すでに保存期間が満了し、廃棄処分されているため不存在であると説明している。

2 本件対象公文書①及び②に係る条例上の非開示条項について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」を原則として非開示とすることを定め、その上で、ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないため開示することとしている。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

3 本件対象公文書①及び②の非開示条項該当性の具体的検討について

実施機関は、本件対象公文書①及び②の記載項目から受験者個人を容易に特定できるとともに、当該受験者個人の能力や評価を知ることが可能であることから、当該文書は、全体として条例第7条第2号の特定の個人を識別することができる情報であると主張する。

この点について検討すると、本件対象公文書①及び②には、受験者ごとに「選考結果」、「提供不要」(②に限る。)、「教科等」、「受験番号」及び「氏名」の情報が記載されているが、これらは当該受験者個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることは明白であり、これについては、同条同号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しないことから、同条同号の非開示情報に該当すると認められる。

また、本件対象公文書①及び②において、上記を除くと表題等の一覧表の様式の部分が残るが、これらが有意な情報であるという特段の事情も認められないことから、実施機関が当該文書全体を非開示としたことは妥当と認められる。

なお、異議申立人は、実施機関の構成人と特別な関係をもった一部の第三者には開示(情報提供)されているのに、その他構成人と関係しない者には非開示なのは不公平であると主張するが、公文書の開示の可否は、あくまでも条例第7条各号に該当するか否かにより決定されるものであり、当該主張は上記の判断を左右するものではない。

4 本件対象公文書③の存否について

実施機関は、本件対象公文書③の保存年限は、文書規程に基づき1年と定められており、平成21年3月末日までであり、すでに保存期間が満了し、廃棄処分されているため不存在であると主張する。

この点について検討すると、本件対象公文書③については、岡山県教育委員会文書

保存分類表（平成8年岡山県教育委員会訓令第2号）において、保存年限が1年とされていることが確認できるところ、本件開示請求時点において、実施機関が当該文書を保有していると推測すべき特段の事情は認められず、また、異議申立人からも同文書の存在を推知せしめるような具体的な主張はなされていない。

したがって、本件対象公文書③について廃棄処分されているため不存在であるとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会は、実施機関から本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について意見を求められているものであり、それらの主張について意見を述べる立場にない。

6 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書①及び②については条例第7条第2号に該当することを、また、本件対象公文書③については不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 7 月 10日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年 8 月 19日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 8 月 29日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年 2 月 4日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年 3 月 15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年 4 月 23日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。

平成22年 5 月 28日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成22年 6 月 25日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成22年 7 月 29日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	